令和八年衆議院比例代表選出議員選挙四国選挙区徳島県選挙分会長告示第一号を、令和八年一月二十七日午前八時三十分に、徳島県庁正門前の掲示場に次のとおり掲示して公告した。

令和八年一月二十七日

衆議院比例代表選出議員選挙四国選挙区徳島県選挙分会長　林　耕　治

衆議院比例代表選出議員選挙四国選挙区徳島県選挙分会長告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において読み替えて準用する同法第六十二条第六項の規定により、令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人について、名簿届出政党等からの届出に係る者が十人を超えるときにくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和八年一月二十七日

衆議院比例代表選出議員選挙四国選挙区徳島県選挙分会長　林　耕　治

一　場所　徳島市万代町一丁目一番地　徳島県庁内　徳島県選挙管理委員会委員室

二　日時　令和八年二月六日　午前十時三十分